

山梨県附属機関の設置に関する条例（抄）

昭和60年3月29日
山梨県条例第3号
改正 令和3年3月29日
山梨県条例第6号

（趣旨）

第1条 この条例は、法令又は他の条例に別に定めのあるものを除くほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

（附属機関の設置及び担当事務）

第2条 執行機関の附属機関として、別表第一に掲げる機関を設置し、その担任する事務は、同表の担当事務欄に掲げるとおりとする。

2 執行機関は、必要があると認めるときは、その附属機関として、別表第二に掲げる機関を設置することができる。この場合において、その機関の担任する事務は、同表の担当事務欄に掲げるとおりとする。

3 前二項に定めるもののほか、執行機関は、その設置期間が一年未満である附属機関を設置することができる。

4 前項の規定により附属機関を設置するときは、執行機関は、あらかじめ、その機関の名称、担任する事務その他必要な事項を告示しなければならない。

（組織）

第4条 附属機関は、別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4の委員の定数欄に掲げる数の委員で組織する。

2 委員は、別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4の委員の要件欄に掲げる者のうちから、執行機関が任命し、又は委嘱する。

3 委員の任期は、別表第一、別表第二、別表第三及び別表第四の委員の任期欄に掲げるとおりとする。

4 附属機関に、執行機関の規則で定めるところにより、特別委員、専門委員又は臨時委員(以下「特別委員」と総称する。)を置くことができる。

5 特別委員は、執行機関の規則で定めるところにより、知事が任命し、又は委嘱する。

（会長等）

第5条 附属機関に、執行機関の規則で定めるところにより、会長又は委員長(以下「会長」と総称する。)及び副会長又は副委員長(以下「副会長」と総称する。)を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、附属機関を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 副会長が置かれていない附属機関にあつては、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 附属機関の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、執行機関の規則で定める場合を除くほか、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

別表第1(第2条、第4条関係)

1 知事の附属機関

附属機関	担当事務	委員の定数	委員の要件	委員の任期
山梨県子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七十七条第四項各号の規定による県子ども・子育て支援事業支援計画に関する同法第六十二条第五項に規定する事項の処理並びに子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況の調査審議に関する事務	二十人以上	一 子どもの保護者 二 市町村長又はその指名する職員 三 事業主を代表する者 四 労働者を代表する者 五 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 六 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者 七 関係行政機関の職員	二年

〈参考〉

○子ども・子育て支援法(抜粋)

(都道府県子ども・子育て支援事業支援計画)

第62条

5 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第四項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

(市町村等における合議制の機関)

第77条

4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。
- 二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

○次世代育成支援対策推進法(抜粋)

(都道府県行動計画)

第九条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「都道府県行動計画」という。)を策定することができる。

2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
- 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 三 次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期